

重要

平成 26 年度より、保険が変わります。

ボーイスカウト活動中のケガを補償する保険の仕組みが変わります。

現在の『そなえよつねに保険』は平成 25 年度末をもって終了し、

平成 26 年 4 月 1 日より『そなえよつねに共済』が新たにスタートします。

◆ ナニが変わるの？

主な変更点

- ①加入対象者の範囲拡大
- ②熱中症が補償対象に
- ③後遺障害補償の大幅増額
- ④9月以降加入時の掛金割引
- ⑤日本連盟による補償提供

①加入できる対象者の範囲が広がります

『そなえよつねに共済』は加盟員のみならず、非加盟員にも加入頂けます。これまでも一部の非加盟員は加入できましたが、共済への移行により、その範囲がグンと広がります。具体的には、右記に該当する非加盟員の方に加入頂くことができます。

『そなえよつねに共済』に加入できる非加盟員の範囲

- ✓ ビーバーやカブ部門の仮入隊者
- ✓ スカウトや仮入隊者以外のボーイスカウト活動に参加する青少年
- ✓ スカウト・仮入隊者・上記青少年の保護者や親族
- ✓ 加盟登録のないインストラクター等
- ✓ その他、ボーイスカウト活動を支援して下さる方

②熱中症が新たに補償されるようになります

これまで補償対象外とされていた日射病や熱射病が、共済に移行する平成 26 年度より、補償の対象になります。夏休み中の屋外での活動に伴う危険をカバーし、ボーイスカウト活動の積極的な展開を後押しします。

③後遺障害の最大補償額が大幅に増額されます

平成 26 年 4 月 1 日以降に生じた事故による後遺障害を対象に、補償額がこれまでの 5 割増に増額されます。2,000 万円だった最大補償額が 3,000 万円と大幅に引き上げられます。万が一の重大事故にも手厚い補償を提供し、サポートします。

④9月以降に加入する共済掛金を割り引きます

これまで加入時期に関わらず一律だった掛金体系を見直し、平成 26 年度より、9 月以降に加入する場合の共済掛金を 25%減額します。

⑤活動に適合する補償を日本連盟が提供します

これまで保険会社によって提供されていた補償は、共済への移行に伴い、日本連盟が提供いたします。これにより、ボーイスカウト活動に適合した、より柔軟な制度運営が可能となり、事故が生じた場合の共済金の支払もスピーディに対応できる体制を構築します。

◆ 手続きはどうなるの？

団や加盟員等が行う手続きはこれまでどおり、特に変わりません。

共済に加入する場合には、平成 25 年度より導入したウェブ登録で従来同様に行って頂きます。

また、事故発生により共済金を請求される場合には、これまで同様、「安心・安全制度推進室」までご連絡いただきます。

◆ よくある質問

Q：なぜ『そなえよつねに共済』に移行するのですか？

A：団や隊の活動のサポートを強化するためです。

これまでの『そなえよつねに保険』は損害保険会社が提供する保険商品であったため、運営上の制約が少なからずありました。『そなえよつねに共済』は、日本連盟が事業主体となって行う共済制度で、日本連盟の裁量による制度運営（※）が可能です。ボーイスカウト活動により適合した補償の提供等、実際の活動に見合った柔軟な運用が可能になり、これまで以上に団や隊の活動をサポートできるようになります。

（※）『そなえよつねに共済』は、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき文部科学省の監督のもとで行われる認可共済です。同法が定める範囲内において、共済制度の運営が行われます。

Q：保険会社でもないのに、日本連盟が補償して本当に大丈夫ですか？

A：合法的に行われる共済事業で、十分な事業資金を確保して行なわれます。

『そなえよつねに共済』の運営は、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づいて合法的に行われる認可共済です。共済事業の運営資金は日本連盟が行う他の事業資金と明確に区分して扱われます。また、健全な制度運営を維持するため、監督官庁である文部科学省に対して毎年事業報告を行うことが義務付けられています。事故率の上昇により日本連盟の財政が逼迫せぬよう、共済事業の開始にあたっては十分な資金を確保するとともに、必要に応じて再保険を手配しています。甚大な事故が生じても共済金を円滑に支払える体制を整え、皆さまに安心してご利用頂ける仕組みを構築しています。

Q：『そなえよつねに共済』は、青少年の育成にどのように役立っていますか？

A：事故防止や冒険的プログラムの積極展開をサポートし、青少年の育成をアシストします。

『そなえよつねに共済』の運営により集まる数多くの事故データは、事故を未然に防ぐヒントにもなります。全国のボーイスカウト活動における事故情報を日本連盟が一元的に管理し、皆さまにフィードバックすることにより、実際の活動における安全確保のための傾向を把握して対策を講じやすくします。また、こうした取り組みを通じて、本来のボーイスカウトらしい冒険的なプログラムが積極的に展開されれば、青少年の育成をアシストすることにつながります。

『そなえよつねに共済』の詳細は下記ホームページもご覧ください。

<http://www.scout.or.jp/kyosai/index.html>

ボーイスカウト日本連盟 TEL：03-5652-2945

安心・安全制度推進室 FAX：03-5803-9732

平成 26 年
4 月 開通

平成 26 年 3 月 31 日以前に生じた事故のご報告は(電話)03-5805-2585 へお寄せください。

『そなえよつねに共済』に加入できる対象者の範囲について

登録	区分	補足説明	加入可否
加盟員	スカウト	年齢に応じて、BVS、CS、BS、VS、RS に分類される。	◎
	指導者	隊指導者・団委員など。 主登録が地区・県連盟・日本連盟の役職員やスカウトクラブ会員も含む。	◎
	仮入隊者	規程上、ビーバーやカブの年齢のみに認められている(仮入隊者の加盟登録は任意のため、加盟員と非加盟員が混在する)。	◎ ○
非加盟員	乳幼児 (ビーバー年代、未満の子)	スカウトや仮入隊者の親族*	◎ NEW!
		下記「青少年」の親族*	○ NEW!
		それ以外の乳幼児	×
	青少年 (スカウト年代の子)	主にスカウトや仮入隊者の友人を想定。スカウト等の親族であるか否かを問わない。ただし、ボーイスカウト活動に参加することが前提条件(ボーイスカウト活動に参加しない青少年は共済加入不可)。	○ NEW!
	大人 (スカウト年代超の年配者)	スカウトや仮入隊者の親族*	○
		上記「青少年」の親族*	○ NEW!
それ以外の大人		○ NEW!	

【「加入可否」欄の符号の意味】

- ◎ ……加盟登録と同時に自動的に共済に加入。共済加入にあたって特別な手続きは必要なし。
- ……非加盟員として共済に加入可能。加入にあたっては加盟登録システムより手続きが必要。
※ **NEW!** は、『そなえよつねに共済』への移行により初めて加入可能になる層。
- × ……『そなえよつねに共済』に加入できない。

* 親族の範囲……6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族

【注意】非加盟員がボーイスカウト活動に参加または同行する場合は、「参加者名簿」に当該非加盟員の氏名を記載しておくこと。

以上